

公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 電磁的記録による公文書等の管理

- 1 公文書等の管理は、原則として、電子計算機を用いて電磁的記録により行うものとする。
- 2 1の場合においては、電磁的記録の改変等が行われていないかどうかを確認することができる高度な情報処理技術の適切な活用を図るよう努めるものとする。

(第二条の二関係)

第二 国会議員等からの要求に係る文書の作成

行政機関の職員は、当該行政機関における意思決定（法令の制定又は改廃等に係るものを除く。）又は当該行政機関の事務若しくは事業の実施に関し、次に掲げる者から、個別的又は具体的な要求（照会を含む。以下第二において同じ。）（その職務として行う要求であつて政令で定めるものを除く。）がされたときは、当該要求の内容及び当該要求への対応等の経過の詳細を記載した文書を、その適正性の確保のための政令で定める手続（その者に対して記載内容の確認のための署名を求める手続を含む。）に従い、作成しなければならないものとする。

① 衆議院議員又は参議院議員

② 国务大臣、副大臣若しくは大臣政務官又はこれらに準ずる者として政令で定める者

③ 衆議院議員若しくは参議院議員の秘書（国会法第三百三十二条に規定する秘書その他衆議院議員又は参議院議員に使用される者で当該衆議院議員又は当該参議院議員の政治活動を補佐するものをいう。）又はこれらに準ずる者として政令で定める者

④ ③に掲げる者のほか、①若しくは②に掲げる者の活動を補佐し、又はこれらの者と一体的に活動する者とみなされる者として政令で定める者

（第四条第二項関係）

第三 行政文書ファイル等の保存期間及び廃棄の概念の廃止等

一 歴史公文書等に該当する行政文書ファイル等に係る移管日の設定等

1 行政機関の長は、歴史公文書等に該当する行政文書ファイル等について、政令で定めるところにより、できる限り早い時期に、国立公文書館等に移管する日を設定しなければならないものとする。

（第五条第四項関係）

2 行政機関の長は、行政文書ファイル等に機密に関する事項が含まれていることその他の事由により当該行政文書ファイル等を当該行政機関において引き続き保存することが必要やむを得ない場合として政令で定める場合に限り、1により設定した国立公文書館等に移管する日（以下第三において「移管日」という。）を、政令で定めるところにより、当該移管日後の日に変更することができるものとする。これを当該日後の日に変更しようとするときも、同様とすること。（第五条第五項関係）

二 行政文書ファイル等の保存

行政機関の長は、行政文書ファイル等について、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で、永久に（歴史公文書等に該当するものにあつては、移管日までの間）保存しなければならないものとする。こと。（第六条第一項関係）

三 歴史公文書等に該当する行政文書ファイル等の国立公文書館等への移管等

1 行政機関の長は、歴史公文書等に該当する行政文書ファイル等で移管日が到来したものについて、政令で定めるところにより、国立公文書館等に移管しなければならないものとする。こと。

(第八条第一項関係)

2 行政機関の長は、1により国立公文書館等に移管した行政文書ファイル等の写し(電磁的記録である行政文書ファイル等にあつては、これと同一の内容の電磁的記録)であつて、当該移管の際当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして当該行政機関が保有しているものがあるときは、政令で定めるところにより、これを管理しなければならないものとする事。 (第八条第三項関係)

第四 行政文書の専門的知識に基づく適正な管理のための体制整備

行政機関の長は、行政文書の管理に関する専門的知識をもつて助言、指導等を行う者の配置その他の行政文書の管理が専門的知識に基づいて適正に行われるようにするために必要な体制の整備をしなければならないものとする事。 (第八条の二関係)

第五 行政文書管理規則の記載事項の追加

行政文書管理規則の記載事項として、「管理体制の整備に関する事項」を追加するものとする事。

(第十条第二項第六号関係)

第六 法人文書の管理の適正化

法人文書の管理についても、第二及び第三と同様とすること。

(第十一条関係)

第七 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
ただし、二の二は、公布の日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 経過措置

1 この法律の施行の際保存期間が満了していない行政文書ファイル等及び法人文書ファイル等について、所要の経過措置を設けること。

2 1のほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定めるものとする。

(附則第二条及び第三条関係)

三 関係法律の整備等

この法律の施行に伴う関係法律の整備その他必要な事項については、別に法律で定めるものとする。
と。

(附則第四条関係)

第八 その他所要の規定の整備

その他所要の規定の整備を行うこと。